

書 評

ELIYAHU HIRSCHBERG,
THE IMPACT OF INFLATION AND
DEVALUATION ON PRIVATE LEGAL
OBLIGATIONS: LEGAL ASPECTS OF
CONTEMPORARY MONETARY PROBLEMS

(Ban-Ilan University, Israel 1976)

土 井 輝 生

この書は、「インフレーションと平価切下げの私的債務にたいする影響——現代貨幣問題の法的側面」と題する、イスラエルのバーイラン大学が一九七六年に発行した、貨幣法の専門研究書である。タイトル・ページから最後の索引の終りまで通しページで三八四ページ、著者は、エルサレム大学で法律のマスターをとったのち、ロンドン大学で貨幣法にかんする二つの論

文を提出し、それぞれについてマスター・オブ・フィロソフィとドクター・オブ・フィロソフィの学位をうけたイスラエルの学者である。

著者は、一九七一年に、おなじイスラエルの大学から“THE NOMINALISTIC PRINCIPLE: A LEGAL APPROACH TO INFLATION, DEFLATION, DEVALUATION AND

書 評

二二三

REVALUATION”(名目主義——インフレーション、デフレーション、平価切下げおよび平価切上げにたいする法的アプローチ)と題する一三八ページの書を発行した。この書は、貨幣法の基本的研究をまとめたもので、序説「貨幣固定説」、第一章「名目主義」、第二章「貨幣価値説」、第三章「平価切下げ」、第四章「結論」とよりなる。

ここに紹介する著者の第二の書は、ロンドン大学で提出した二つの学位論文を拡大し、多くの雑誌に発表した論文をとり入れたもので、「名目主義」と題する第一の書は、いわばこの書の序説である。この書は、一、二章よりなり、各章はA、B、C……の諸節に分けられる。——「序章」、第一章「通貨の平価切下げ」(A「問題の概要」、B「どうして平価切下げが行なわれるか」、C「公の政策と平価切下げ」)、第一部「一般の解決策」、第二章「一般の解決」(A「序説」、B「名目主義と金属主義」、C「名目主義の性質」、D「名目主義の理論的根拠」、E「名目主義にたいする主要な反対論」、F「名目主義を支持する法律、社会的および経済的議論」、G「提案する解決策」)、第二部「価値約款」、第三章「価値約款」(A「名目主義と価値約款」、B「価値約款にたいする賛成論と反対論」)、第四章「金価値約款」(A「金価値約款の創設と作用」、B「金約款の効力」、C「裁判所および立法による金約款の廃止」、D「金約款はい

ギリスにおいて有効か)、第五章「外国通貨価値約款」、第六章「指数価値約款」、(第三部「特別の問題」)第七章「二当事者間の未履行の契約にたいする貨幣変更の影響」(A「名目主義と二当事者間契約」、B「貨幣変更による未履行の二当事者間契約のフラストレーション」、C「取消し」、D「変化した条件のもとで履行を継続するための契約規定の修正」、E「結論および他の法体系との比較」)、第八章「支払遅延にたいする損害賠償」(A「支払遅延による損害を補償するための損害賠償の救済」、B「支払遅延について損害賠償をあたえるイギリス法の問題にたいするアプローチ」、C「イギリス法の原則により支払遅延のばあいには損害賠償を支払う問題」、D「他の法体系における支払遅延のばあいの損害賠償の救済」)、第九章「不法行為における、ならびに契約違反および貨幣価値の変動にたいする損害賠償額の算定」(A「名目主義と損害賠償額の算定」、B「契約違反にたいする損害賠償」、C「不法行為における損害賠償額の算定」、D「他の国における損害賠償額算定の原則とアングロ・サクソン諸国において適用される算定の原則」、E「提案する解決策」)、第一〇章「公平な救済と貨幣価値の変動」(A「名目主義と公平な救済」、B「特定履行拒絶の理由としての対価の十分」、C「エクイティの原則による当事者の権利にたいする貨幣変更の影響」、D「提案する解決策」)、(第四部「公の政策と貨

幣法」第一章「技術的な公の政策の法理と貨幣法」(A)「公の政策の法理」、B「貨幣法と公の政策」、第二章「貨幣法における公共の利益」(A)「立法介入によって保護される公共の利益」、B「立法介入によって保護されない公の利益」、第三章「結論」(A)「一般的アプローチ」、B「価値約款」、C「特別の問題」、D「公の政策と貨幣法」。

貨幣法の基本書は、F. A. MANN, THE LEGAL ASPECT OF MONEY (2d ed., Oxford 1953) & ARTHUR NUSSBAUM, MONEY IN THE LAW: NATIONAL AND INTERNATIONAL (Rev. ed., Brooklyn 1950) がある。この二冊を総介した著書は、著者の第一の書とともだ、こわりの大著だ、よく文献として貨幣法の研究に大きい寄与をするものとおもう。